

この商品について

●契約年齢範囲：20歳～80歳

●保険期間：契約年齢に応じて、次の保険期間に限り加入できます。

(単位：歳)

契約年齢	20	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	
保険期間	36	70	71	71	72	72	73	73	74	74	75	75	76	76	77	77	78	78	79	79	80	80	81	81
契約年齢	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80		
保険期間	82	82	83	83	84	84	85	85	86	86	87	87	88	88	89	89	90	90	91	91	92	92		

●保険料払込期間：保険期間と同じ

●第1保険期間：5年

リビング・ニーズ特約について

[特定状態保険金の支払事由]

被保険者が余命6か月以内と判断されたときに特定状態保険金をお支払いします。

[特定状態保険金の支払額]

主契約の死亡保険金額以下、かつ3,000万円以下の範囲内で、ご請求時に指定した金額(指定保険金額)から6か月分の利息および保険料相当額を差引いた金額になります。

[特定状態保険金の受取人]

ご契約者が法人で、かつ死亡保険金受取人である場合には、ご契約者が受取人となります。ただし、ご契約者からのお申出により、受取人を被保険者に変更することができます。

※第1保険期間中と保険期間満了前1年間は、特定状態保険金の請求はできません。

その他、ご注意いただきたい事項について

- 配当金・満期保険金はありません。
- 更新のお取扱いはありません。
- ご契約時には、法人をご契約者とするお申込みのみお取扱いたします。
- 法人をご契約者とする場合、クーリング・オフ制度のお取扱いはありません。

- このパンフレットは、2021年11月2日現在のお取扱い内容に基づき作成しています。
- このパンフレットに記載されている税務上の取扱いについては、2023年5月1日現在施行中の税制に基づいて一般的と考えられる内容です。したがって、今後の税制改正等によって変更となる場合や、契約内容等によっては税務上の取扱いが記載内容と異なる場合がありますので、ご注意ください。なお、個別の具体的な税務上の取扱いについては、所轄の税務署、税理士等の専門家にご相談ください。
- FWD生命のお手続きに関する事項や保険契約の諸利率等の各種情報については、FWD生命のホームページをご覧ください。
- ご契約の際には「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」をご確認ください。「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」、「ご契約のしおり・約款」はご契約についての大切な事項、必要な保険の知識等について説明しています。必ず、ご一読のうえ、大切に保管してください。
- 法人をご契約者とする場合には、別途交付する資料「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」および「保険設計書」を参照いただき、税務取扱について留意すべき事項をご確認ください。
- 生命保険募集人について
生命保険の募集は、保険業法に基づき登録された生命保険募集人のみが行うことができます。引受保険会社における生命保険募集人は、お客さまと引受保険会社の保険契約締結の媒介を行う者で、保険契約締結の代理権はありません。したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して引受保険会社が承諾したときに有効に成立します。また、ご契約の成立後にご契約内容の変更等をされる場合にも、原則としてご契約内容の変更等に関する引受保険会社の承諾が必要になります。生命保険募集人の権限等に関するご確認を希望される場合には、下欄の「総合サービスセンター」までご連絡願います。
- 当社委託の生命保険募集人がお客さまから現金または小切手をお預かりすることは一切ありません。また、個人名義の口座等、保険会社名義以外の口座にお振込みを依頼することは一切ありません。
- この商品は、FWD生命を引受保険会社とする生命保険商品であり預貯金ではありません。したがって、預金保険機構の対象商品とはなりません。

引受保険会社

FWD生命保険株式会社

〒103-0023 東京都中央区日本橋本町2-2-5 日本橋本町二丁目ビル

ホームページ

fwdlife.co.jp

総合サービスセンター 0120-211-901(通話料無料)

受付時間：月-金(祝日・年末年始を除く)9:00-18:00

募集代理店

FWD
insurance

Celebrate living

持病や入院・手術の経験がある方もお申込みいただける経営者向けの保険です。

FWD災害保障重視期間付定期

災害保障重視期間付定期保険



経営者・役員の保障、従業員の福利厚生準備

この保険は上記の保障を希望されるお客さまにおすすめの保険です。保障内容がお客さまのご希望(ご意向)に沿っているかご確認ください。

※上記以外の主契約の保障内容や特約等の保障内容等に関しては、募集代理店にお問い合わせください。

定期保険 | 2023年5月改訂



安定的な企業経営を続けていくために必要となる資金についてご存じですか？

経営者に万が一があったときや勇退されたときのために、以下の資金を確保しておくことが大切です。

万が一があったときに必要な資金



事業保障資金

後継者の経営が軌道に乗り、安定するまで必要となる資金です。

準備しておきたい資金は？

短期債務相当額 + 社員の年間給与総額

短期借入金*1、買掛金、支払手形

*1 返済期限が1年以内に到来する借入金をいいます。

事業保障資金の算出方法は一例です。例えば、短期債務相当額の返済資金を生命保険で準備する場合、保険金を受け取った際の雑収入相当額に法人税が課税されることがあります。これを考慮し、法人税相当額を加味して算出する方法も考えられます。



役員死亡退職金・弔慰金

遺族の生活を守るために必要となる資金です。相続税の納税資金としても活用できます。

準備しておきたい資金は？

役員死亡退職金 = 最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

弔慰金*2 = 業務上の死亡の場合 最終報酬月額 × 36か月
業務外の死亡の場合 最終報酬月額 × 6か月

*2 遺族が受け取る弔慰金等は記載の金額まで非課税となります。なお、その金額をこえる部分に相当する金額は退職手当金等として取り扱われます(相続税法基本通達3-20)。



役員退職慰労金

悠々自適なセカンドライフをおくるために必要となる資金です。

準備しておきたい資金は？

役員退職慰労金 = 最終報酬月額 × 役員在任年数 × 功績倍率

勇退されたときに必要な資金

※役員死亡退職金・弔慰金、役員退職慰労金の各算出方法は、一般的に損金算入が認められると考えられる金額の上限の目安であり、またその算出方法も一例ですので、すべてのお客さまに一律にあてはまるものではありません。

功績倍率の参考値

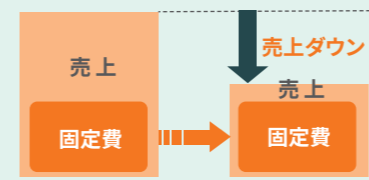
会長・・・2.6倍 社長・・・3.0倍 専務・・・2.2倍 常務・・・2.0倍 取締役・・・1.8倍

出典：エフピー教育出版「令和4年 企業経営と生命保険に関する調査」

財源の確保が不十分な場合、企業経営や経営者個人の生活に影響が生じる可能性があります。

事業保障資金が不足していた場合のリスクの例

先代の経営者の営業力が強かった場合、売上が低下し固定費負担割合が増加することも・・・。



当面の資金繰りが悪化し、短期借入金の返済資金が不足することも・・・。



取引先からの信用力が低下し、買掛金等の支払条件が変更になることも・・・。



役員退職金の財源が不足していた場合のリスクの例

不足額の借入れによって財務状況が悪化したり、退職金の支払いが決算に影響を与えることも・・・。



遺族の生活資金や相続税の納税資金が不足することも・・・。

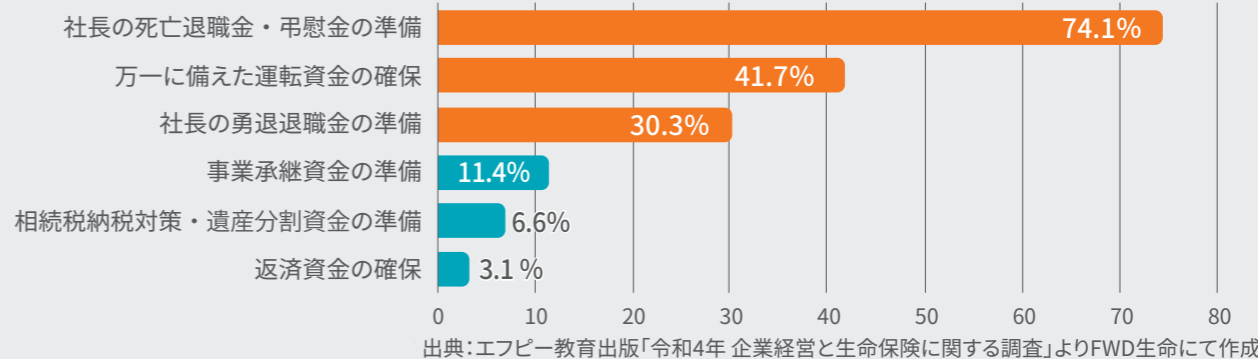


充実したセカンドライフを過ごせないことも・・・。



ご参考

社長の生命保険加入目的(法人契約)〈抜粋〉 ※複数回答。「わからない」を除く。



社長の退職慰労金予定額 ※「わからない」を除く。



持病や入院・手術の経験がある方もお申し込みいただける経営者向けの保険です。

FWD災害保障重視期間付定期の特徴

1 経営者・役員の死亡保障を一定期間確保できます。

- 保険金は、事業保障資金や役員死亡退職金・弔慰金等の財源として活用できます。
- 保険期間は災害による死亡に重点的に備える第1保険期間と、原因によらず死亡に備える第2保険期間に区分されています。

保険期間の区分	保険金	このような場合にお支払いします(支払事由)	支払額
第1保険期間	災害死亡保険金	不慮の事故によるケガ、または所定の感染症を原因として死亡したとき	基本保険金額と同額
	死亡保険金	死亡したとき (災害死亡保険金が支払われる場合を除く)	死亡した時点の責任準備金額
第2保険期間	死亡保険金	死亡したとき	基本保険金額と同額

※災害死亡保険金と死亡保険金は重複してお支払いしません。
 ※高度障害状態に対する保障および保険料払込みの免除のお取扱いはありません。

2 ご職業のみの簡単な告知でお申し込みいただけます。

3 所定の解約返戻金があります。

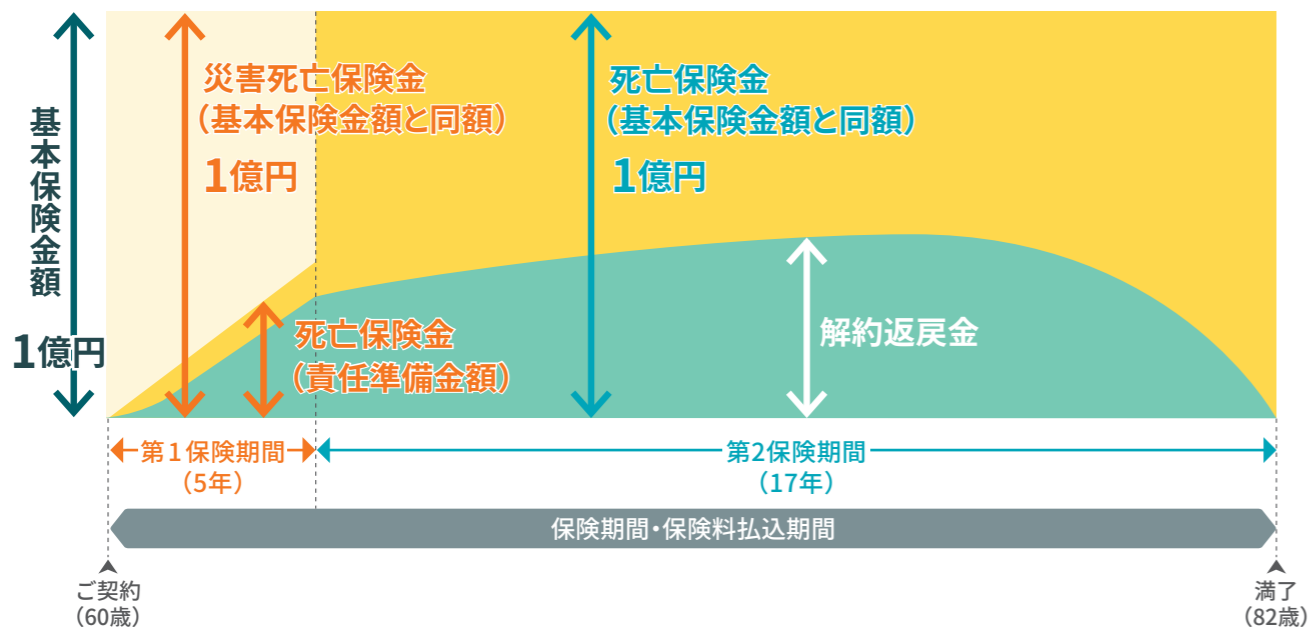
解約返戻金は、急な資金ニーズが生じた際の緊急予備資金や勇退時の役員退職慰労金等として活用できます。また、一時的に資金が必要となった場合は、解約返戻金をもとに契約者貸付制度を利用できます。

ご契約例

- 契約者・死亡保険金受取人：法人 ■被保険者：60歳(男性) ■基本保険金額：1億円
- 保険期間・保険料払込期間：82歳 ■第1保険期間：5年* ■年払保険料：6,120,120円

*第1保険期間は5年のみとなります。

[イメージ]



保険金・解約返戻金等の推移(3ページのご契約例の場合)

保険期間	保険年度(年)	年齢(歳)	死亡保険金	災害死亡保険金	払込保険料累計 A	解約返戻金 B	返戻率 B÷A
第1保険期間	1	61	5,574,600円	100,000,000円	6,120,120円	3,678,600円	60.1%
	2	62	11,204,500円	100,000,000円	12,240,240円	9,519,200円	77.7%
	3	63	16,890,900円	100,000,000円	18,360,360円	15,416,300円	83.9%
	4	64	22,634,700円	100,000,000円	24,480,480円	21,370,700円	87.2%
	5	65	28,436,400円	100,000,000円	30,600,600円	27,383,100円	89.4%*
第2保険期間	6	66	100,000,000円	—	36,720,720円	29,768,600円	81.0%
	7	67	100,000,000円	—	42,840,840円	32,041,700円	74.7%
	8	68	100,000,000円	—	48,960,960円	34,180,400円	69.8%
	9	69	100,000,000円	—	55,081,080円	36,162,600円	65.6%
	10	70	100,000,000円	—	61,201,200円	37,965,700円	62.0%
	11	71	100,000,000円	—	67,321,320円	39,353,200円	58.4%
	12	72	100,000,000円	—	73,441,440円	40,496,100円	55.1%
	13	73	100,000,000円	—	79,561,560円	41,336,200円	51.9%
	14	74	100,000,000円	—	85,681,680円	41,785,300円	48.7%
	15	75	100,000,000円	—	91,801,800円	41,721,500円	45.4%
	16	76	100,000,000円	—	97,921,920円	40,978,200円	41.8%
	17	77	100,000,000円	—	104,042,040円	39,331,600円	37.8%
	18	78	100,000,000円	—	110,162,160円	36,474,300円	33.1%
	19	79	100,000,000円	—	116,282,280円	31,964,400円	27.4%
	20	80	100,000,000円	—	122,402,400円	25,144,300円	20.5%
	21	81	100,000,000円	—	128,522,520円	15,013,200円	11.6%
	22	82	100,000,000円	—	134,642,640円	0円	0.0%

* 該当のご契約例における最高解約返戻率となります。
 ※「死亡保険金」「災害死亡保険金」「払込保険料累計」「解約返戻金」は当該保険年度の最終日時点の金額を表示しています。
 ※「年齢」は当該保険年度の翌保険年度初日時点の年齢を表示しています。

必ずご確認ください

- 第1保険期間中に不慮の事故または所定の感染症以外により死亡した場合にお支払いする死亡保険金の支払額は責任準備金額となり、**払込保険料累計を下回ります**。
- この商品は、健康に不安がある方でも健康状態に関する告知や医師の診査は必要なく、ご職業の告知のみでお申し込みいただける商品です。そのため、FWD生命の他の定期保険に比べて保険料が割増しされています。
- 健康状態について医師の診査を受けたり、告知をすることで、保険料の割増しがないFWD生命の他の定期保険に加入できる場合があります。ただし、審査結果等によってはご契約をお引受けできない場合があります。

各種お取扱いについて

払済保険への変更

保険料のお払込みが困難になった場合でも、変更時の解約返戻金を払済保険に充当することによって、保障を継続することができます。保険種類が変更となり、保障は小さくなりますが、変更後は保険料のお払込みが不要となります。

●払済保険に変更する時点によって、変更後の保険種類が以下のとおり異なります。

第1保険期間中に変更する場合	災害保障重視期間付払済終身保険へ変更
第2保険期間中に変更する場合	払済終身保険へ変更

※ご契約から起算して1年以内は払済保険に変更することはできません。

●払済保険に変更後の保障内容等は、以下のとおりとなります。

保険種類	変更前		変更後	
	災害保障重視期間付定期保険	災害保障重視期間付払済終身保険	災害保障重視期間付払済終身保険	払済終身保険
基本保険金額	ご契約締結時に定めた(減額した場合は減額後の)金額	所定の方法により計算された金額		
保険期間	ご契約締結時に定めた期間	終身		
災害死亡保険金の支払額	変更前の基本保険金額と同額	変更後の基本保険金額と同額	-	
死亡保険金の支払額	(第1保険期間中) 死亡した時点における変更前の責任準備金額	(第1保険期間中) 死亡した時点における変更後の責任準備金額	変更後の基本保険金額と同額	
	(第2保険期間中) 変更前の基本保険金額と同額	(第2保険期間中) 変更後の基本保険金額と同額		

※第1保険期間中に払済保険に変更した場合における第1保険期間の満了の日は、ご契約締結時に定めた第1保険期間の満了の日と同じです。

※変更後の基本保険金額は変更時のご契約状況等により異なります。また、ご契約状況等によっては払済保険への変更をお取扱いできない場合があります。

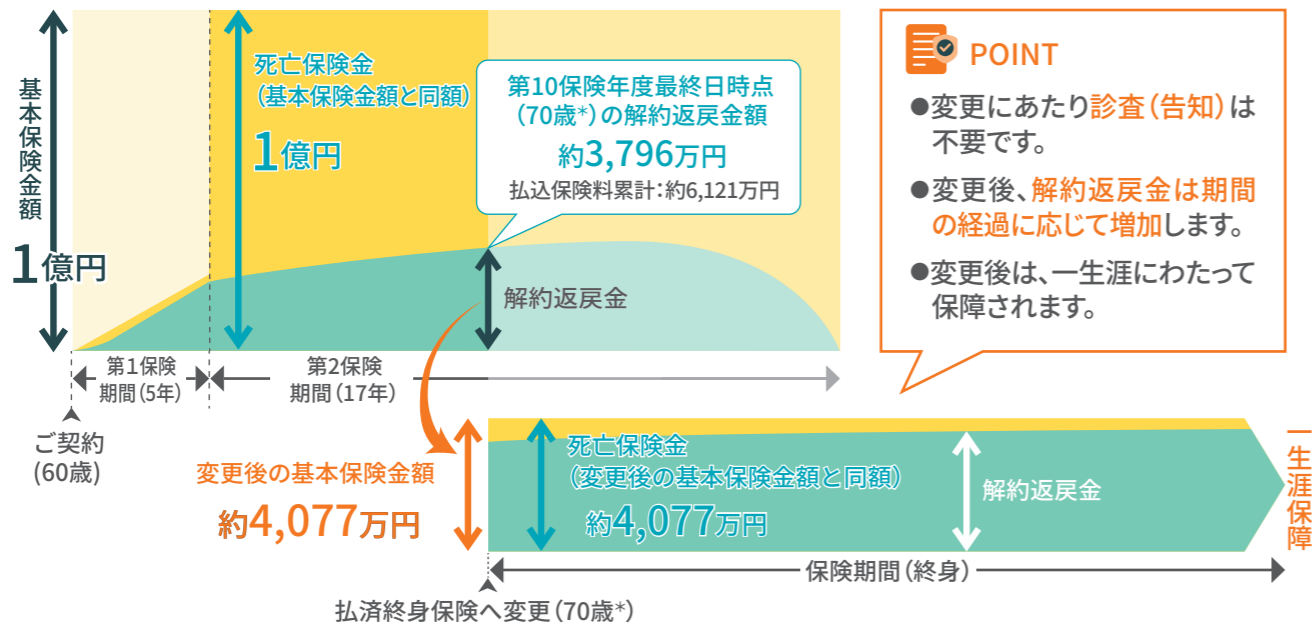
※払済保険に変更した後は、変更する前のご契約内容(災害保障重視期間付定期保険)に復旧することはできません。

第2保険期間中に払済終身保険へ変更した場合の例

ご契約例 ■契約者・死亡保険金受取人:法人 ■被保険者:60歳(男性) ■基本保険金額:1億円
■保険期間・保険料払込期間:82歳 ■第1保険期間:5年 ■年払保険料:6,120,120円

(例) 第10保険年度最終日時時点の解約返戻金額をもとに第11保険年度初日に払済終身保険へ変更したケース

[イメージ]



*当該保険年度の翌保険年度初日時時点の年齢を表示しています。

契約者貸付制度

一時的に資金がご入用のときは、解約返戻金額(貸付を行う日から3年間で最も低額となる解約返戻金額)の80%以内で契約者貸付制度を利用できます。なお、貸付金には所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

保険料振替貸付

保険料の払込みがないまま保険料払込猶予期間を経過した場合でも、あらかじめお申出がない限り、解約返戻金の範囲内で保険料を自動的にお立替えすることにより、保険契約を有効に継続することができます。なお、立て替えられた保険料には所定の利率で計算された利息(複利)がかかります。

解約

保険期間中、いつでも解約することができますが、解約する場合、以後の保障はなくなります。なお、解約返戻金額は多くの場合、払込保険料の合計額より少ない金額になります。特にご契約後短期間で解約されたときの解約返戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。また、契約年齢・保険料払込期間・経過年月数・保険料払込年月数等により異なります。

基本保険金額の減額

- 基本保険金額を減額することにより、保険料の払込額を少なくすることができます。また、減額部分は解約されたものとして取り扱いますので、減額部分に対応する所定の解約返戻金をお支払いします。
- 第1保険期間中に基本保険金額を減額した場合、責任準備金も減額されるため、第1保険期間中の死亡保険金の支払額(責任準備金額)も減額されます。

契約者変更

契約者および死亡保険金受取人を変更することができます。例えば、法人契約で経営者(被保険者)が勇退したとき、個人契約に変更し、保障を引き継ぐことができます。

<例>

[変更前の契約形態(法人契約)]

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
法人	経営者	法人

[変更後の契約形態(個人契約)]

契約者	被保険者	死亡保険金受取人
経営者	経営者	経営者の遺族

法人契約における税務のお取扱いについて

契約形態

■契約者：法人 ■被保険者：経営者 ■死亡保険金受取人：法人

保険料支払時の処理

※関係法令：法人税基本通達9-3-5・9-3-5の2

この商品の支払保険料の経理処理は、最高解約返戻率等に応じて以下のとおり異なります。

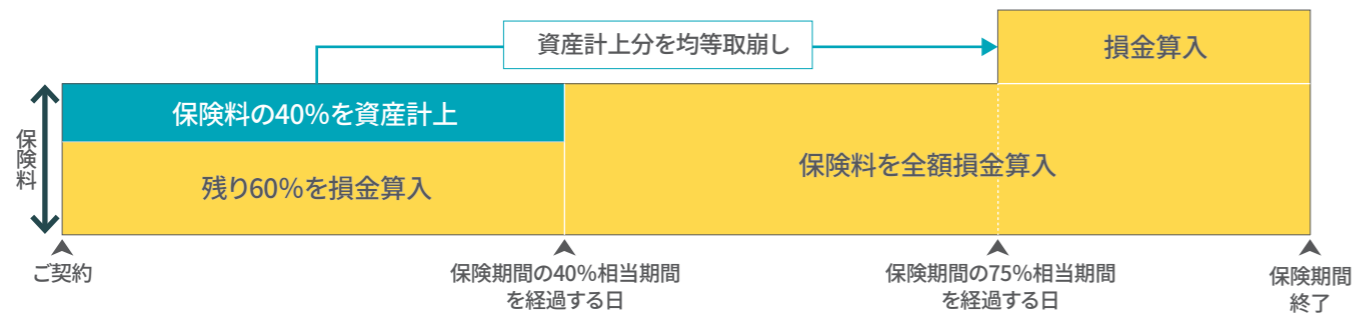
【最高解約返戻率に応じた資産計上額】 ※資産計上期間等は、以下の各最高解約返戻率毎の経理処理をご覧ください。

最高解約返戻率	資産計上額	最高解約返戻率	資産計上額
50%以下	不要(期間の経過に応じて損金算入)	50%超 70%以下	当期分支払保険料*×40%(残り60%を損金算入)
70%超 85%以下	当期分支払保険料*×60%(残り40%を損金算入)	85%超	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間の当初10年 ...当期分支払保険料*×最高解約返戻率×90%(残りを損金算入) ●保険期間開始から10年超 ...当期分支払保険料*×最高解約返戻率×70%(残りを損金算入)

*支払った保険料の額のうち当該事業年度に対応する部分の金額を指します。なお、事業年度の開始月と保険期間の開始月は一致しているものとして記載しています。

■最高解約返戻率が50%超70%以下の場合の経理処理(イメージ)

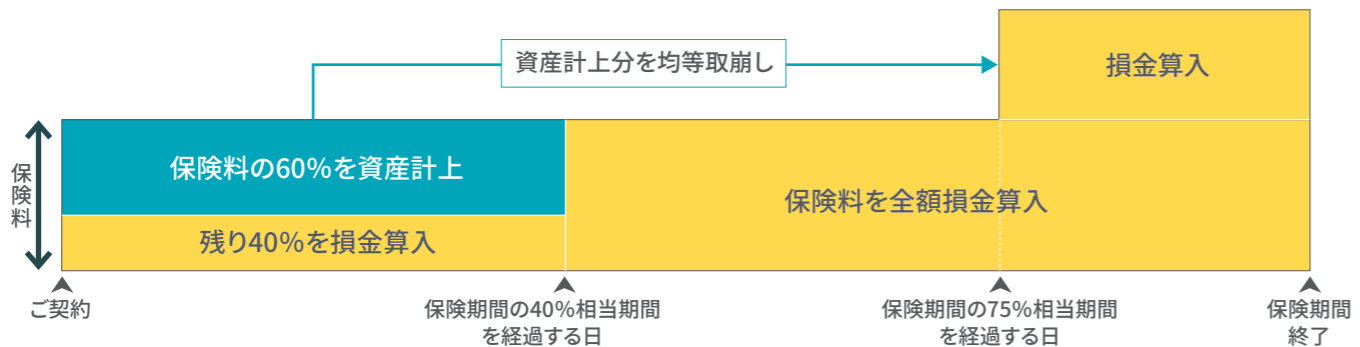
資産計上期間	保険期間の当初40%相当期間
取崩期間/方法	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間の終了までの期間で均等取崩し



最高解約返戻率が50%超70%以下でも、一被保険者あたりの年換算保険料相当額(複数の定期保険等に加している場合にはその合計額)が30万円以下の場合、期間の経過に応じて損金算入(資産計上不要)となります。

■最高解約返戻率が70%超85%以下の場合の経理処理(イメージ)

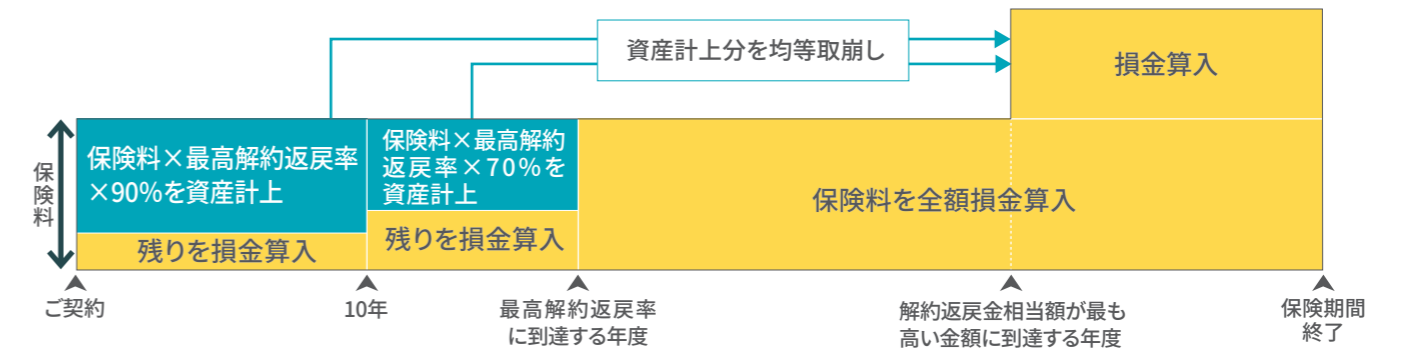
資産計上期間	保険期間の当初40%相当期間
取崩期間/方法	保険期間の75%相当期間経過後から保険期間の終了までの期間で均等取崩し



■最高解約返戻率が85%超の場合の経理処理(イメージ)

資産計上期間	以下、3つの区分のいずれかに該当する最も遅い期間終了まで ①最高解約返戻率となる期間 ②ただし、①の期間経過後、「(当期の解約返戻金相当額-前期の解約返戻金相当額)÷年換算保険料相当額」が70%超となる場合、そのこえる期間 ③ただし、①または②の期間が5年未満の場合は5年間(保険期間が10年未満の場合は保険期間の当初50%相当期間)
取崩期間/方法	①、②の場合は、解約返戻金相当額が最も高くなる期間経過後から保険期間の終了までの期間で均等取崩し ③の場合は、資産計上期間経過後から保険期間の終了までの期間で均等取崩し

【上記の資産計上期間において①に該当する(②および③に該当しない)ケース】



死亡保険金受取時の処理

支払った保険料の全額を損金に算入している場合は、受け取る死亡保険金は雑収入として益金に算入します。支払った保険料の一部を前払保険料として資産に計上している場合は、その額を取り崩し、受け取る死亡保険金との差額を雑収入として益金に算入します。

例) 法人が前払保険料を2,500万円計上している契約で、死亡保険金1億円を受け取った場合

借方		貸方	
現金及び預金	1億円	前払保険料	2,500万円
		雑収入	7,500万円

解約返戻金受取時の処理

支払った保険料の全額を損金に算入している場合は、受け取る解約返戻金は雑収入として益金に算入します。支払った保険料の一部を前払保険料として資産に計上している場合は、その額を取り崩し、受け取る解約返戻金との差額を雑収入として益金に算入します。差損が発生した場合は、差損額を雑損失として損金に算入します。

例) 法人が前払保険料を2,500万円計上している契約で、解約返戻金3,000万円を受け取った場合

借方		貸方	
現金及び預金	3,000万円	前払保険料	2,500万円
		雑収入	500万円

払済保険変更時の処理

支払った保険料の全額を損金に算入している場合は、変更時の解約返戻金相当額を保険料積立金として資産計上し、同額を雑収入として益金に算入します。支払った保険料の一部を前払保険料として資産に計上している場合は、変更時の解約返戻金相当額を保険料積立金として資産計上し、それまで資産計上していた前払保険料との差額を雑収入として益金に算入します。差損が発生した場合は、差損額を雑損失として損金に算入します。

例) 法人が前払保険料を2,500万円計上している契約で、払済保険変更時の解約返戻金相当額が3,000万円の場合

借方		貸方	
保険料積立金	3,000万円	前払保険料	2,500万円
		雑収入	500万円

ポイント

保険期間を終身とする払済保険に変更する場合、資産計上額を再評価し洗替経理処理*をする必要があります。
 *洗替経理処理とは、変更時点における解約返戻金相当額とその保険契約にかかる資産計上額の差額を益金または損金の額に算入することです。
 ※関係法令：法人税基本通達9-3-7の2

必ずご確認ください

●「支払保険料」を損金算入しても、「保険金」や「解約返戻金」等は益金に算入されます。原則、課税される金額は同額となり、節税効果はありません。 ●支払保険料に関する仕訳の例は、「保険設計書」に記載されていますのであわせてご確認ください。

ご参考 役員退職金の税法上のポイント

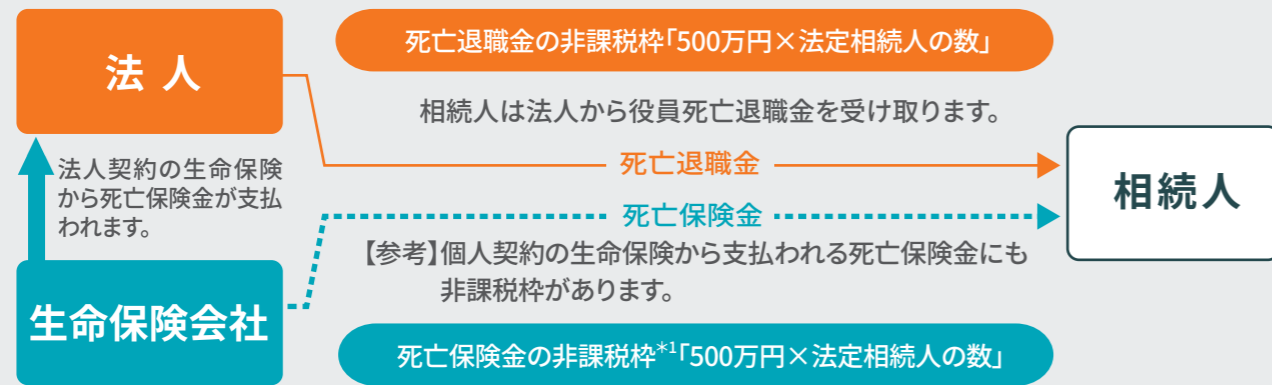
役員死亡退職金の税法上のポイント ※関係法令：相続税法第12条

法人から遺族が受け取る役員死亡退職金は、個人契約の死亡保険金とは別に

「500万円 × 法定相続人の数」が非課税 となります。

※法人から受け取った退職金で死亡後3年以内に支払いが確定したものが対象となります。

■法人が生命保険で役員死亡退職金を準備したとき(イメージ)



*1 契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が相続人の場合となります。

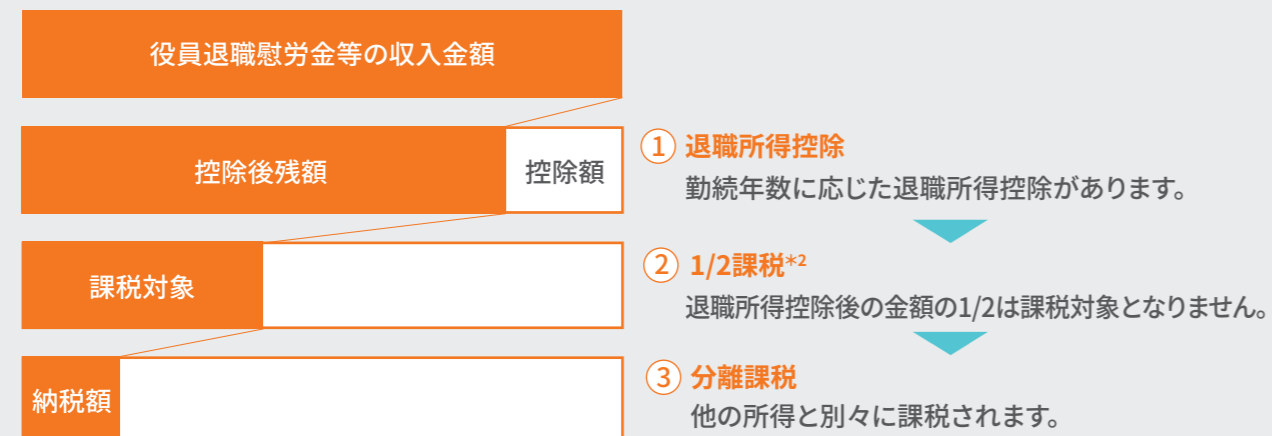
役員退職慰労金の税法上のポイント ※関係法令：所得税法第30条

勇退時に受け取る役員退職慰労金は

(役員退職慰労金等の収入金額 - 退職所得控除額) × 1/2

が課税対象となり他の所得と区分して分離課税されます。

■役員退職慰労金の税法上のメリット(イメージ)



役員退職慰労金を全額一時金で受け取る場合、社会保険料(厚生年金保険料等)は、かかりません。

*2 役員等が1/2課税の適用となるには、勤続年数5年超であることが必要です。

商品付帯サービス

サービス利用料は **無料**

FWD健康サービス

日々の健康管理から、もしものときの受診・治療・治療後のケアまで、医師等の専門家が、さまざまな場面であなたに寄り添います。



健康医療相談サービス

利用対象:被保険者さまとその同居のご家族

医師、保健師、看護師等の資格をもつ経験豊かなティーベックの相談スタッフが、24時間・年中無休でサポートします。

■ご相談いただける内容の例 → 健康 医療 介護 育児 メンタルヘルス 等



こころのサポートサービス

利用対象:被保険者さま*1

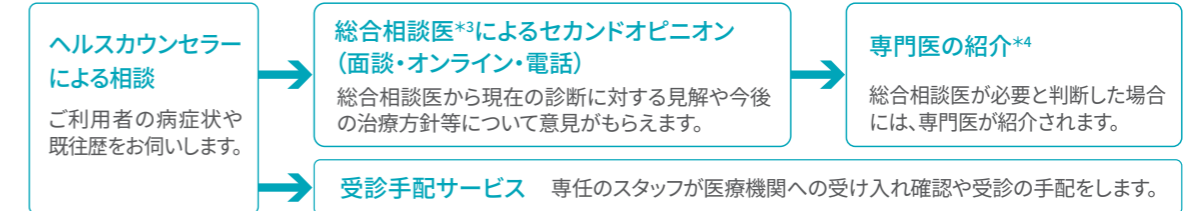
こころの悩み、不安、心配事について電話や面談、オンラインによるカウンセリングを受けられるサービスです。



ベストホスピタルネットワークサービス*2

利用対象:被保険者さま

よりよい医療を選択するために、ご相談内容に応じて、セカンドオピニオンや受診手配サービスを提供します。



糖尿病トータルサポートサービス

利用対象:被保険者さま

専門の保健師、看護師に糖尿病について相談できます。必要に応じて糖尿病の専門医を紹介します。



がんトータルサポートサービス

がんに関する専門スタッフがさまざまな面でサポートします。

がん治療相談サービス

利用対象:被保険者さま*1

がんに関する専門スタッフが、がんに関するご質問にお応えします。

がんPET検診サポートサービス

利用対象:被保険者さまとその同居のご家族

がんの早期発見のための検査方法であるがんPET検診受診のためのトータルサポートを実施します。

※検診にかかる費用は自己負担となります。

粒子線治療相談サービス*5

利用対象:被保険者さま

粒子線治療等のがん治療のご相談をお受けします。お客様の病状やご要望に応じて専門医とのご相談(電話・面談)や医療機関のご案内等のサポートサービスを提供します。

がんこころのサポートサービス

利用対象:被保険者さま*1

がんと診断され、精神的に不安定な状態が続いている、またお仕事やご家族のことが心配で治療に専念できない等の、治療に関すること以外の不安について、カウンセラーがお話を伺います。

*1 被保険者さまと同居のご家族も利用できますが、相談内容は被保険者さまに関する内容に限ります。

*2 ベストホスピタルネットワークサービスの「ベストホスピタルネットワーク®」とは、お客さまにとってよりよい医療機関を探すためのネットワークのことをいいます。

*3 総合相談医とは、主治医からの紹介状をもとに医療機関でセカンドオピニオンを提供する医師です。総合相談医の判断により、別の専門医への紹介状を発行することがあります。なお、紹介状の発行はサービスの対象外になります。

*4 電話によるセカンドオピニオンでは専門医の紹介は行いません。

*5 本サービスは粒子線治療等、特定の治療方法を推奨するものではありません。

※FWD健康サービスはFWD生命保険(株)の業務委託先であるティーベック(株)が提供します。ご利用に際しては諸条件があります。詳細につきましては、ご契約後に送付する資料をご確認ください。

※サービス利用料は無料ですが、医療機関での診察・検査・検診・紹介状の発行にかかる費用、また交通費やオンライン面談で発生するデータ通信料等は自己負担となります。

※記載のサービス内容は2023年5月1日現在のものであり、将来予告なく変更・停止させていただく場合があります。サービスの最新情報等は、FWD生命保険(株)のホームページでご確認ください。

※FWD健康サービスのご利用は保険期間満了までとなります。

※上記はFWD健康サービスのうちFWD災害保障重視期間付定期で利用できるサービスとなります。